

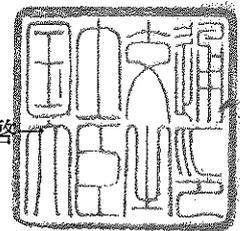
国土交通省

国住心136号

平成29年7月20日

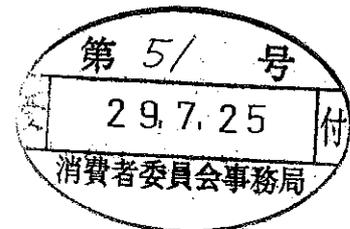
消費者委員会委員長 河上 正二 殿

国土交通大臣 石井 啓



「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」に係る  
国土交通省の実施状況について

平成29年1月31日付け府消委第23号「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」に対し、国土交通省の実施状況を別紙のとおり報告します。



「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」に係る国土交通省の実施状況について

### 「3. 消費者への情報提供の充実」について

#### (建議事項3)

消費者庁、厚生労働省及び国土交通省は、消費者が安心して身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるよう、サービスを選択するに当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うこと。

(理由)

- 2 身元保証等高齢者サポートサービスには、賃貸住宅に入居する際の身元(連帯)保証サービスが含まれる。こうしたサービスが利用される背景には、賃貸住宅への入居の際にしばしば求められる身元(連帯)保証人等を確保することが困難な高齢者等のニーズがあると考えられる。国土交通省においては、高齢者の賃貸住宅への入居の円滑化を図る観点から、高齢者が利用できる家賃債務保証機関に係る情報が提供される体制整備を促す取組が行われており、消費者の適正な選択に資する、こうした家賃債務保証の情報提供に関する取組を、引き続き推進していく必要がある。

国土交通省では、(一財)高齢者住宅財団(以下「財団」という。)が高齢者等を対象に実施する家賃債務保証制度を支援することにより高齢者等の民間賃貸住宅における入居の円滑化を図っている。この財団による家賃債務保証制度の情報提供については、地域で設立されている居住支援協議会において実施されるよう、国土交通省において取り組んでいるところ。

さらに、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)」の改正に伴い、高齢者等の民間賃貸住宅における入居の円滑化を図るため、適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者について国に登録する制度を本年10月に創設し、その情報を広く提供することとしている。